

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案及び同法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集結果

- (1)意見募集期間 平成19年6月29日(金)から平成19年7月28日(土)
 (2)告知方法 環境省ホームページ及び記者発表
 (3)意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール
 (4)ご意見の提出数と内訳

| 提出元 | 提出数 |
|-------------|-----|
| 民間企業関係 | 0通 |
| 事業者団体関係 | 0通 |
| 省庁・地方公共団体関係 | 2通 |
| 個人・その他 | 0通 |
| 合計 | 2通 |

1. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

| NO | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| 1 | (重点対策地区内における新設に関し届出が必要となる建物の特定用途として)政令で定めるものに加え、トラックターミナル、荷捌き場、駅、大型駐車場、学校、公園を追記すること。また、特定用途にあげられた各施設の定義を明示すること。 | 特定用途については、関係法令等を踏まえ定めております。また、特定用途として定められた各用途の解釈について疑義が生じた場合には、必要に応じ、考え方を示す予定です。 |
| 2 | 知事が特定建物の設置者や特定建物で事業を行う者に対して報告を求められることができる排出抑制の配慮の状況には、事業活動に係る交通量、規制適合あるいは不適合となる自動車の使用や利用の状況なども含まれていることを明示すること。 | 特定建物の設置者等に対して報告を求められることができる「排出抑制のための配慮の状況」としては、改正法第20条第1項に基づく届出事項の実施状況や、同条第2項に基づく添付書類の記載事項の現状等を想定しており、報告を求められることができる内容を一律に明示することは困難です。運用上必要な事項については、今後周知を図ります。 |
| 3 | (周辺地域内事業者の要件の1つである周辺地域内自動車の保有台数を)30台と規定しているが、誰がどのように把握するのかなど、周辺地域内事業者の特定方法が不明であり、明示すること。 | 現行の使用管理計画の取扱と同様に、事業者は、周辺地域内事業者の要件に該当した場合に、周辺地域内自動車に係る排出抑制計画を作成・提出することとなります。さらに、周辺地域内事業者を特定するため、改正法第41条第3項では、都道府県知事に対し、自動車を使用する事業者に対する周辺地域内自動車の保有台数等に関する報告徴収等の権限を創設しています。 |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | (周辺地域内事業者等に対して報告徴収及び立入検査を実施する主体となる)都道府県知事等の「等」について明示すること。 | 現行の使用管理計画に関する事務と同様であり、「等」とは「国土交通大臣」を表しています。 |
| 5 | (立入検査の対象となる)「関連施設」、「関係帳簿書類」の具体的な範囲について明示すること。 | 関連施設、関係帳簿書類の範囲については、個々のケースにより異なることから、一律に明示することは困難です。運用に当たっては、現行施行令第7条第2項と同じ考え方に基づき、適切に判断されるものと考えています。 |
| 6 | 指定地区の指定や周辺地域は国が定めると改正法に規定されており、周辺地域内事業者や周辺地域内自動車の特定についても、当然、国が行うものと考えが、周辺地域内自動車を使用する事業者や周辺地域内事業者の特定方法が不明であり、明示すること。都道府県知事が、周辺地域内自動車を使用する事業者に対して報告させることができる内容に、保有している車の車種及び自動車NOx・PM法排出基準の適否を追加すること。 | 事業者は、周辺地域内事業者の要件に該当した場合に、周辺地域内自動車に係る排出抑制計画を作成・提出することとなります。また、周辺地域内事業者を特定するため、改正法第41条第3項では、都道府県知事に対し、周辺地域内自動車の保有台数等に関する報告徴収等の権限を創設しています。同項に基づく報告徴収は、周辺地域内自動車を使用する事業者が周辺地域内事業者の要件に該当しているか否かを把握するために行われるものです。このため、報告徴収の内容としては、周辺地域内自動車の台数及び周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数を定めれば足りると考えています。また、同条第4項に基づく報告徴収については、業務の状況として報告を求めることができる内容を一律に明示することは困難です。運用上必要な事項については、今後周知を図ります。 |

2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案

| NO | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 7 | (自動車の駐車のための施設の配置に関する)届出事項は、「駐車場及び荷捌き施設の位置、面積、車種別収容台数」とすること。 | 特定建物の設置者は、必ずしも車種別に駐車施設を設けるとは限らないことから、省令では単に「収容台数」又は「面積」としてあります。もし、特定建物の設置者が駐車施設を車種別に設けることとしている場合には、必要に応じ、改正法第28条第1項の規定に基づき報告を求めるとを妨げるものではありません。 |
| 8 | (自動車排出窒素酸化物等について)算定された総量の予測値に係る評価の基準等を明示すること。また、総量の予測値の算定において、来場予定車の車種を予測し、国が指定する車種構成別排出係数を用いるなど、容易に算定できるよう定めること。さらに、自動車の駐車のための施設に駐車するまでのアイドリング時における窒素酸化物等排出量も算定できるよう定めること。 | 運用上必要な事項については、今後周知を図ります。また、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 9 | (届出の添付書類として規定される)荷さばき施設において物品の搬出入を行う「自動車の台数」は、「自動車の車種別 台数」とすること。 | 特定建物の設置者は、必ずしも、契約先である運送事業者等が、実際にどのような車種の自動車を使用して物品を搬出入するかを把握しているとは限らないことから、省令では単に「自動車の台数」としてあります。 |

3. 自動車運送事業者等以外に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令案及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令案

| NO | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| 10 | 種々の地区の早期指定や対象事業者の迅速な特定等を的確に実施するために、国が保有する荷主や車両に関する情報を知事に提供するとともに、知事による当該情報の利活用を可能とすること。 | いただいたご意見については今後検討してまいります。 |
| 11 | (周辺地域内事業者が作成する)計画の内容について、エからキの部分を事業者が選択することとしているが、すべての事項について報告するよう定めること。 | 現行法に基づく特定事業者による計画と同様に、本計画は、周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置を計画に位置付けるものです。 |
| 12 | (計画に含まれ得る)低公害車等の「等」を明示すること。なお、ここでいう低公害車等に関して、低排出ガス車認定制度の対象となる車の他に想定しているものがある場合、どのような制度等によるものか、明示すること。 | 「低公害車等」には、「低公害車開発普及アクションプラン」の対象となっている低公害車(天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車など)、国土交通省による低排出ガス車認定制度において認定を受けた自動車などが含まれます。 |
| 13 | 計画の内容に、「指定地区内において運行する周辺地域内自動車の車種規制適合車の使用状況」及び「車種規制適合車への代替計画」についても定めること。 | 「指定地区内において運行する周辺地域内自動車の車種規制適合車の使用状況」及び「車種規制適合車への代替計画」については、概要記載の「指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画」に含まれるものと考えています。 |
| 14 | (計画に含まれ得る)適正運転とは何か明示すること。また、例えば「エコドライブ10のすすめ」すべての事項の実施を想定している場合、1つだけ実行すればよいのかなど具体的な取組の基準等を明示するとともに、当該取組について、誰がどのように確認するのかを明示すること。 | 「適正運転」の内容等については、現行法に基づく特定事業者による計画と同様に、基本方針等を踏まえて取り組まれるべきものと考えています。 |
| 15 | (周辺地域内事業者が行う)定期の報告の内容について、イからオの部分を事業者が選択することとしているが、すべての事項について報告するよう定めること。また、報告の内容に「指定地区内において運行する周辺地域内自動車の車種規制適合車の使用状況」及び「車種規制適合車への代替計画」についても定めること。 | NO11、13と同様の考え方です。 |

4. 周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数の算定方法等を定める命令案

| NO | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| 16 | (運行回数)の実績値の測定方法、確認方法を具体的にどのような手法によるのかを明示すること。 | 実績値の測定方法については、事業者において周辺地域内自動車を指定地区内に進入させる回数を測定することとなります。また、確認方法については、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、報告徴収・立入検査を行うこと等を想定しています。 |
| 17 | 計画作成義務の対象要件の1つである運行回数について、周辺地域内自動車を使用する事業者が複数台の車両を指定地区に進入させる場合は、当該複数台の運行回数の合計が300回以上の場合に対象となることを明示すること。また、運行回数の年300回の測定方法、確認方法をどのような手法によるのか明示すること。 | 概要4.(1)運行回数の算定方法では、周辺地域内自動車を使用する事業者が複数台の車両を指定地区に進入させる場合は、当該複数台の運行回数の合計が300回以上の場合に義務の対象となります。また、回数の把握、確認方法については、NO16のとおりです。 |